

契約管財課

議案第58号

行政情報システム用ネットワーク機器の購入について

1 購入の目的

行政情報システム用ネットワーク機器の更新

2 入札（見積）経過調書

別紙1のとおり

3 購入物品等

別紙2のとおり

4 システムの構成概要図

別紙3のとおり

5 納入場所

港区指定場所

6 納期

令和8年9月30日

入札（見積）経過調書

別紙 1

案件番号	08港契約第0020000055号	業務区分	物品購買
業 種	事務機器・情報処理用機器	詳細業種	
件名	行政情報システム用ネットワーク機器の購入		
納入場所	港区指定場所		
納入期限	令和8年9月30日		
入札方法	随意契約	契約方法	総価契約
開札日時	令和8年5月14日 10時 0分 契約管財課	落札方法	価格競争
摘要	【随意契約】随意契約とした理由：別紙のとおり 本契約は、随意契約により令和8年5月14日に落札者が決定しましたが、本契約による財産の取得が「港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第4条に該当するため、港区議会第2回定例会で議決を得た後に契約を締結します。		
決定業者	株式会社日立システムズ 公共・社会営業統括本部第四営業本部本部長 稲本 淳 東京都品川区大崎一丁目2番1号		
落札金額	¥123,616,680	予定価格	

項番	企業名又は委任先名	1回目 価格(円) (評価値)	2回目 価格(円) (評価値)	3回目 価格(円) (評価値)			備考
1	株式会社日立システムズ	112,378,800					決定 区外
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

件名：行政情報システム用ネットワーク機器の購入

随意契約とした理由

本件は、行政情報システム用ネットワーク機器の保守期限が満了することに伴い、機器更新のため、新たな機器を購入するものです。

当該システムは港区の業務に直結する重要なシステム基盤であり、当該事業者が設計、設定及び保守を実施しています。当該機器の購入に当たっては、既存システムとの整合性を図り、総合的なシステム稼働の確認が必要であるため、既存のシステム環境を熟知していることが必要です。

以上のことから、株式会社日立システムズを契約相手方として随意契約を締結します。

購入物品等

1 経費内訳

種類	規格・仕様	数量	単価（円）	金額（円）
ルーター	本庁回線ルーター正系 C8500L-8S4X	1 台	12,290,600	12,290,600
	D C 回線ルーター正系 C8500L-8S4X	1 台	12,501,800	12,501,800
	本庁・D C 回線ルーター副系 C8300-2N2S-6T	2 台	4,639,000	9,278,000
	支所回線ルーター正系 C8300-1N1S-6T	5 台	4,679,260	23,396,300
	みなと保健所回線ルーター正系 C8300-1N1S-6T	1 台	4,679,400	4,679,400
	みなと保健所回線ルーター副系 C8200-1N-4T	1 台	2,347,000	2,347,000
スイッチ	D C L 3 S W C9300-48T-A	4 台	3,423,575	13,694,300
	D C 負荷分散用 L 2 S W C9200-24T-E	2 台	1,323,750	2,647,500
負荷分散装置	APV1900-2X6C-E	2 台	12,290,600	24,581,200
ファイアウォール	D C 基盤 F W FG-200G-US	2 台	2,445,900	4,891,800
	中間サーバー接続 サーバ用 F W FG-120G-US	2 台	1,035,450	2,070,900
消費税				11,237,880
合計				123,616,680

2 購入物品画像

(1) 本庁・DC回線ルーター正系 (C8500L-8S4X)



出典：シスコシステムズ合同会社

(2) 本庁・DC回線ルーター副系 (C8300-2N2S-6T)



出典：シスコシステムズ合同会社

(3) 支所・みなと保健所回線ルーター正系 (C8300-1N1S-6T)



出典：シスコシステムズ合同会社

(4) みなと保健所回線ルーター副系 (C8200-1N-4T)



出典：シスコシステムズ合同会社

(5) スイッチ DC L3 SW (C9300-48T-A)



出典：シスコシステムズ合同会社

(6) スイッチ DC負荷分散用L2SW (C9200-24T-E)



出典：シスコシステムズ合同会社

(7) 負荷分散装置 (APV1900-2X6C-E)



出典：株式会社日立ソリューションズ

(8) ファイアウォール DC基盤FW (FG-200G-US)



出典：フォーティネットジャパン合同会社

(9) ファイアウォール 中間サーバー接続サーバ用FW (FG-120G-US)



出典：フォーティネットジャパン合同会社

3 主な仕様等

(1) 本庁・DC回線ルーター正系 (C8500L-8S4X)

項目	仕様
ポート数	1/10GE ポート X 4、1GE ポート X 8
電源	AC : 85 ~ 264 VAC
電源冗長	有(N+1)
消費電力	最大 : 848W(PWR-CH1-400WAC ×2)
概算質量	7.71 kg
外形寸法(H×W×D)	43.9 X 444.5 X 412.8 mm
動作温度	0 ~ 40 ° C
IPv4 スループット	最大 39Gbps

(2) 本庁・DC回線ルーター副系 (C8300-2N2S-6T)

項目	仕様
ポート数	SM スロット X 2、NIM スロット X 2、1 ギガビット イーサネット ポート X 6
電源	AC : 85 ~ 264 VAC
電源冗長	有
消費電力	最大 : 1300W(PWR-CC1-650WAC ×2)
概算質量	18.0 kg
外形寸法(H×W×D)	88.9 X 438.2 X 470.4 mm
動作温度	0 ~ 40 ° C
IPv4 スループット	最大 19.7 Gbps

(3) 支所・みなと保健所回線ルーター正系 (C8300-1N1S-6T)

項目	仕様
ポート数	1GE ポート X 6
電源	AC : 85 ~ 264 VAC
電源冗長	有(N+1)
消費電力	最大 : 500W(PWR-CC1-250WAC ×2)
概算質量	9kg
外形寸法(H×W×D)	43.9 X 444.5 X 412.8 mm
動作温度	0 ~ 40 ° C
IPv4 スループット	最大 19.7 Gbps

(4) みなと保健所回線ルーター副系 (C8200-1N-4T)

項目	仕様
ポート数	1GE ポート X 4
電源	AC : 90 ~ 264 VAC
電源冗長	無
消費電力	最大 : 250W(PWR-CC1-250WAC ×1)
概算質量	4.54kg
外形寸法(H×W×D)	43.9 X 438.1 X 299.7 mm
動作温度	0 ~ 40 ° C
IPv4 スループット	最大 3.8 Gbps

(5) スイッチ DC L3 SW (C9300-48T-A)

項目	仕様
ポート数	1GE ポート X 48、アップリンクポート X 1
電源	AC : 100 ~ 240 VAC
電源冗長	有(+1)
消費電力	最大 : 700W(PWR-C1-350WAC-P ×2)
概算質量	7.45 kg
外形寸法(H×W×D)	44 X 445 X 449 mm
動作温度	0 ~ 40 ° C
スイッチング容量	256 Gbps

(6) スイッチ DC 負荷分散用 L2 SW (C9200-24T-E)

項目	仕様
ポート数	1GE ポート X 24
電源	AC : 100 ~ 240 VAC
電源冗長	有(+1)
消費電力	最大 : 250W(PWR-C6-125WAC ×2)
概算質量	5.0 kg
外形寸法(H×W×D)	44 X 445 X 350 mm
動作温度	-5 ~ 45 ° C
スイッチング容量	128 Gbps

(7) 負荷分散装置 (APV1900-2X6C-E)

項目	仕様
ポート数	1GE ポート X 6、10GE ポート X 2
電源	100 ～ 240 V AC
電源冗長	有
消費電力	66-84W
概算質量	8.4kg
外形寸法(H×W×D)	44 × 445 × 463 mm
動作温度	0 ～ 40 ° C
システムスループット	21 Gbps

(8) ファイアウォール DC基盤FW (FG-200G-US)

項目	仕様
ポート数	16 × GE ポート、8 × SFP ポート 4 × SFP+ポート、1 × MGMT ポート 2 × HA ポート
電源	100 ～ 240 V AC
電源冗長	有(デフォルト 1+1 冗長)
消費電力	平均：145W 最大：175W
概算質量	6.4kg
外形寸法(H×W×D)	44.45 × 432 × 380 mm
動作温度	0 ～ 40 ° C
FWスループット	39 Gbps

(9) ファイアウォール 中間サーバー接続サーバ用FW (FG-120G-US)

項目	仕様
ポート数	16 × GE ポート、8 × SFP ポート、 4 × SFP+ポート、1 × MGMT ポート、 2 × HA ポート
電源	100 ～ 120 V AC
電源冗長	有(デフォルト 1+1 冗長)
消費電力	平均：38W 最大：40W
概算質量	5.52kg
外形寸法(H×W×D)	44 × 432 × 254 mm
動作温度	0 ～ 40 ° C
FWスループット	39 Gbps

4 新旧比較

種類	規格・仕様	新 (購入予定)	旧 (既存)
ルーター	本庁回線ルーター正系 C8500L-8S4X	1 台	1 台
	D C 回線ルーター正系 C8500L-8S4X	1 台	1 台
	本庁・D C 回線ルーター副系 C8300-2N2S-6T	2 台	2 台
	支所回線ルーター正系 C8300-1N1S-6T	5 台	5 台
	みなと保健所回線ルーター正系 C8300-1N1S-6T	1 台	1 台
	みなと保健所回線ルーター副系 C8200-1N-4T	1 台	1 台
スイッチ	D C L 3 S W C9300-48T-A	4 台	4 台
	D C 負荷分散用 L 2 S W C9200-24T-E	2 台	2 台
負荷分散装置	APV1900-2X6C-E	2 台	2 台
利用者認証装置	ASA5555-FPWR-K9		2 台
ファイアウォール	D C 基盤 F W FG-200G-US	2 台	2 台
	中間サーバー接続 サーバ用 F W FG-120G-US	2 台	2 台
ラック	GH-RK7386		2 台
合計（税抜き）		112,378,800 円	62,589,000 円

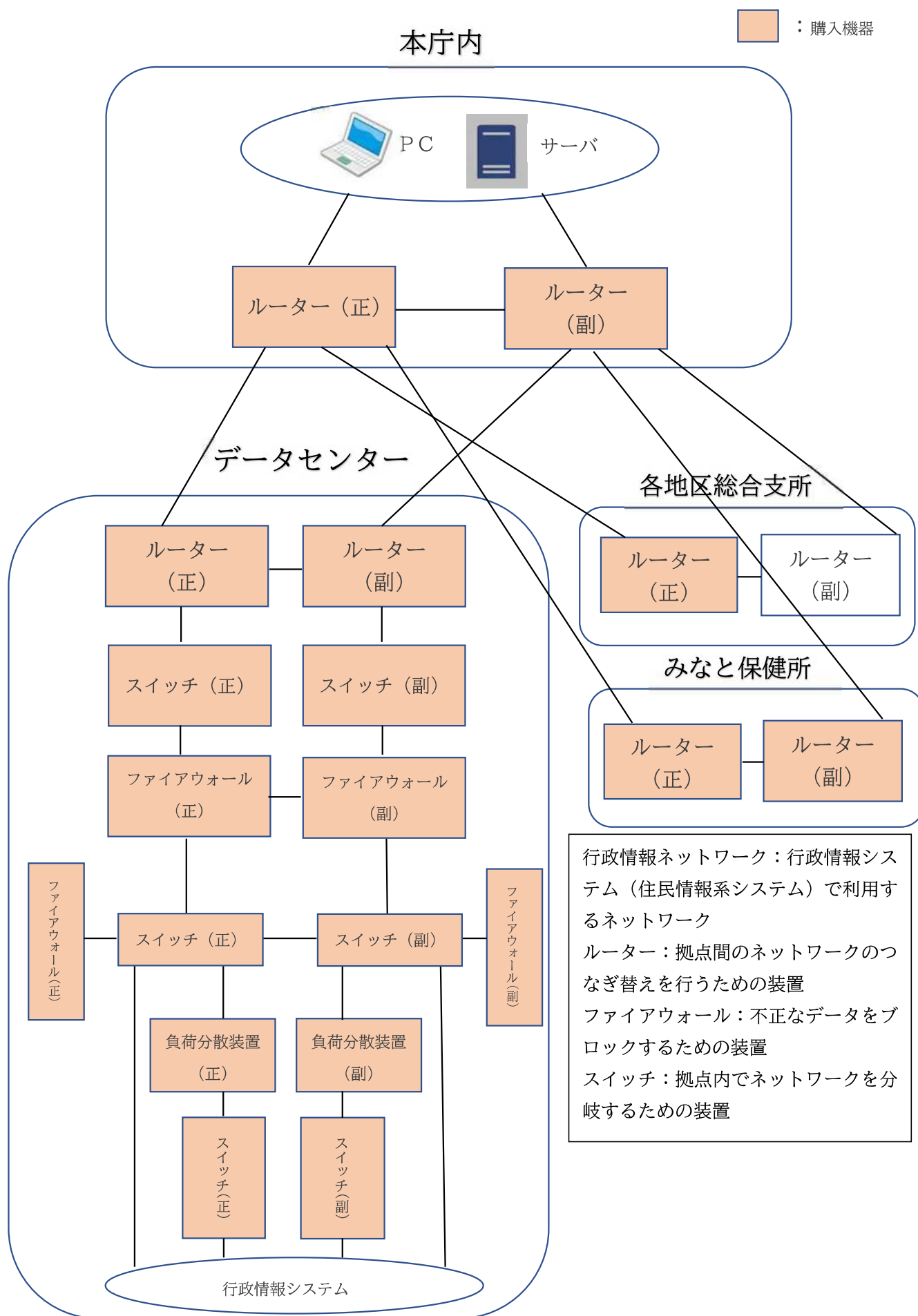
5 既存物品の取扱い 廃棄予定

6 関連する契約

契約件名：システム共通基盤におけるNW機器更改委託（令和8年度分）

契約金額：6,779万8,500円

令和8年度に行政情報システム用ネットワーク機器の購入に伴う保守契約の締結を予定しています。



議案第58号 関連する契約一覧

1 今回の機器購入に関連する契約

(1) システム共通基盤におけるネットワーク機器更改委託（令和8年度分）

内 容：購入する機器と保守期間の切れる機器と交換等を行う業務委託

契約金額：67,798,500円

契 約 日：令和8年4月1日

※機器購入前必要な準備行為（入替計画やパラメタ設計）を含むため

(2) ネットワーク機器保守委託

内 容：購入する機器の保守業務委託

事業規模：今後契約のため非公開

契約時期：令和8年6月を予定

2 現行のネットワーク機器に関する契約

各施設のネットワーク機器一括での保守及び運用に関する年間契約です。

(1) 行政情報システムネットワーク機器保守委託

内 容：データセンタに設置された現行機器のネットワーク機器の年間保守

契約金額：12,522,543円

(2) 庁内ネットワークシステム機器保守委託

内 容：本庁舎及び総合支所等に設置しているネットワーク機器の年間保守

契約金額：42,714,144円

(3) 庁内ネットワークシステム保守運用委託

内 容：文書作成用パソコンを使用するための庁内ネットワークシステム及び
周辺システムの保守運用や管理運用支援業務

契約金額：単価契約（事業規模 約50,000千円）

1-(1)



契約書



件名 システム共通基盤におけるNW機器更改委託（
令和8年度分）
履行場所 港区指定場所
履行期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

契約金額 67,798,500 円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 6,163,500 円

支払条件

前払金 適用せず
中間前払金 適用せず
部分払回数 適用せず

契約保証金

免除

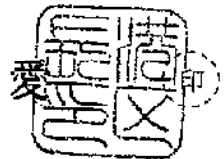
上記件名の本契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、契約条項によ
って公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、発注者と受注者とは、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者 港区契約担当者

港区長 清家



住所 東京都品川区大崎一丁目2番1号

受注者

商号又は名称 株式会社日立システムズ

代表者氏名 公共・社会営業統括本部第四営業本部本部長 稲本 淳



伝票番号 5600005845

契約番号 08港契約第0030000118号

(総則)

第1条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に基づき、委託業務を処理しなければならない。

2 受注者は、仕様書等に明示されていない事項であっても委託業務の処理に当たり当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で行うものとする。

3 受注者は、委託業務を行うに当たり、常に善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。

4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

5 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止及び成果品の自由使用)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(委託業務の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面によりこれを定める。

(委託期間の延長)

第6条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、委託期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面をもって委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長期間は、発注者と受注者で協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者がこれを負担する。

(履行遅滞の場合における違約金)

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間を相当の期間延長することにより完了する見込があるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項の遅延違約金は、契約金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関

する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

（検査及び引渡し）

第9条 受注者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている委託業務を履行したときは、遅滞なく書面により発注者に通知するとともに仕様書等に委託業務の成果品の提出を定めている場合は、成果品を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務については、当月分の書面による通知をまとめて月1回提出することを指示することができる。

3 前項の場合において、受注者は、日々の書面による完了の通知に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成の上、これを発注者に提示しなければならない。

4 発注者は、第1項又は第2項の履行の通知、成果品の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分にかかる履行を完了、引渡しを完了したものとする。

5 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示する期間内に当該目的物の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、発注者が受注者から補正を完了した旨の報告を受けた日から起算する。

（契約代金の支払等）

第10条 受注者は、第9条の規定による検査に合格したときは、発注者が仕様書等により定める契約代金の支払方法に従い、発注者に対して、契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、契約代金の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して未受領金額につき、遅延日数に依り政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができる。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。

2 発注者は、第9条第4項若しくは第5項の検査に合格したとき又は第14条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求により30日以内に契約保証金を返還する。

3 発注者は、契約保証金について、利息を付さない。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由によらず、受注者が委託期限内に委託業務を完了しないとき、完了の見込みがないとき、その他契約の目的を達することができないと認められるときは、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、発注者は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでな

い。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 受注者が委託期間内に委託業務を完了しない意思表示をしたとき。
- (2) 催告をしても委託業務の完了の見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 第14条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 港区の契約における暴力団排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するとし、同要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

3 発注者は、前2項の規定により契約を解除した場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、発注者と受注者で協議の上、定める履行部分の代価を支払うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条の2 受注者が契約保証金の納付を免除されており、次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条第4項の規定により契約保証金が発注者に帰属し、又は前2項の規定により受注者が違約金を支払う場合において、前条第3項の規定による履行部分の代価があるときは、その契約保証金のうち当該履行部分に相応する契約金額相当額の10分の1の金額を受注者に返還し、又は違約金の算定に当たり当該履行部分に相応する契約金額相当額を契約金額から控除する。

（談合その他不正行為による解除）

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から受注者に対し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令。）が下され、同排除措置命令が確定したとき。

- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 第12条第3項及び第4項並びに前条第1項から第3項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（受注者の解除権）

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議の上、契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定により委託業務内容を変更したため、当初の契約金額が2分の1以上減少したとき。
- (2) 第5条の規定による中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第12条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（賠償の予定）

第15条 受注者は、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に該当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同項第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

第16条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（相殺）

第17条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（契約の効力）

第18条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に定める年月日より効力を有するものとする。

（補則）

第19条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、発注者と受注者で協議してこれを定めるものとする。

内 訳 書

品名又は業務名	規格・仕様	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
計画	別紙仕様書のとおり	式	1	1,500,000	1,500,000
パラメタ設計、コンフィグ作成、環境構築	別紙仕様書のとおり	式	1	27,750,000	27,750,000
テスト	別紙仕様書のとおり	式	1	13,500,000	13,500,000
切り替えリハーサル	別紙仕様書のとおり	式	1	6,750,000	6,750,000
本番切替	別紙仕様書のとおり	式	1	3,375,000	3,375,000
運用引継ぎ	別紙仕様書のとおり	式	1	1,200,000	1,200,000
プロジェクト管理	別紙仕様書のとおり	式	1	7,560,000	7,560,000
消費税等		式	1	6,163,500	6,163,500
合 計					67,798,500

【仕様書に定めた支払方法】

一括払

仕 様 書

1 件 名

システム共通基盤における NW 機器更改委託（令和 8 年度分）

2 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

港区役所本庁舎（港区芝公園一丁目 5 番 25 号）及びデータセンター等

4 業務内容

本業務は、システム共通基盤のうちネットワーク基盤の機器更改を行うものである。令和 7 年度に実施した機器更改の設計等の内容を踏まえ詳細設計、移行切替作業を行う。

5 委託業務内容

(1) 業務範囲(対象範囲)

システム共通基盤（ネットワーク基盤）

(2) 業務内容

ア 計画、詳細設計

ネットワーク機器更改にあたり、令和 7 年度に実施した機器更改の設計に基づいた切替計画の詳細検討と詳細設計を行う。なお、切替においては五反田データセンター設置の機器に関する切替と、本庁・支所の A タイプ回線ルータの切替については別の計画として整理を行うこととする。

なお、基本的には現行構成・設定を踏襲することとなるが、利用者認証装置については新構成ではなくす前提での構成とする。

イ 環境構築、検証

詳細設計に基づき、ネットワーク機器への設定作業を行う。場内で検証用の環境を構築し、動作検証を行う。また、動作検証後に港区環境に機器を設置し切替リハーサルを行う

ウ 切替作業

現新のネットワーク機器の切替について切替作業の手順、タイムスケジュール等を検討、策定する。切替作業を実施し、稼働後に問題がないことを確認する。

6 成果品

(1) 成果品及び納期

本業務委託契約に基づく成果品は下表のとおりとし、本作業において発生した変更及び追加した内容を反映して納品する（適用箇所のみ納品）。

No.	成果品名称	成果品内容	納期
1	プロジェクト計画書	影響調査から各種設計までの各フェーズの作業項目と実施時期・期間を示すスケジュール、作業項目と内容、作業体制・役割、成果品、プロジェクト管理方法（品質管理、進捗管理等）、会議体、コミュニケーションルールなどを記載した計画書（WBS 含む）、課題管理表。	令和9年3月31日
2	設計書	システム連携基盤（ネットワーク基盤）に係る設計書（構成図等、更新版）	令和9年3月31日
3	詳細設計書	システム連携基盤（ネットワーク基盤）に係る各機器のパラメタシート	令和9年3月31日
4	作業計画書	システム連携基盤（ネットワーク基盤）の切替作業に係る作業計画書。	令和9年3月31日
5	懸案一覧	本プロジェクトに関して発生した懸案の状況を記載した一覧	令和9年3月31日
6	打合せ議事録	打合せに関する議事録等の資料。	令和9年3月31日

納品物については、項番5（2）で定めるフェーズごとに発注者に必要なレビューを行うこと。

(2) 提出方法

- ア 電子データにて提出すること。
- イ 電子データは、光ディスク等で1式提出すること。
- ウ 電子データの形式は、マイクロソフト社製オフィスを使用し作成すること。
- エ これ以外の形式で提出する場合は、発注者の了承を得て提出すること。

7 体制

- (1) 本業務を実施するに当たって、発注者との窓口になる受注者の責任者を1名指定すること。受注者と発注者との間での貸与資料等の受渡しや返却、各種報告・指示等は、本責任者との間で実施する。
- (2) 経済産業省が認定する情報処理技術者試験合格者あるいはそれに準じた資格を有する者が、作業の一員として携わること。
- (3) 本業務に関する類似業務の作業実績を有する者が、担当者として携わること。
- (4) 受注者は、契約締結後速やかに本業務の実施体制について整備し、作業を効果的に推進すること。
- (5) 受注者は、本業務を担当する者の氏名の一覧表を提出すること。

- (6) 原則として、本業務を担当する者は固定すること。本業務を担当する者を交代する場合は、発注者の承諾を得た上で異動名簿を速やかに提出すること。

8 作業の進め方

- (1) 受注者は、本業務実施に当たっては、作業計画書に定めるスケジュールを遵守すること。
- (2) 本業務履行期間中に必要となる物品及び役務等は、全て受注者の負担と責任において、供給・実施すること。
- (3) 受注者は、本業務実施に当たり、進捗・課題管理・リスク・仕様変更・品質等に係る受注者側の作業管理を適切に実施し、定期的に一定の様式を定めて発注者に報告、承認を得ること。
- (4) 受注者は、発注者との打合せ等の後の議事録及び生じた検討課題を取りまとめたものを、速やかに作成し、発注者の承認を得ること。
- (5) 受注者は、本業務履行期間中に法令等の改正や性能を向上させるための技術的な指針等の改定が発生した場合、発注者と協議の上、迅速に対応すること。
- (6) 受注者は、成果品等の事前説明、仕様上・設計上発生する問題点の検討・協議・調整等の実施と関連する会議への参加等、必要な作業を行うこと。
- (7) 受注者は、本業務実施に当たり、必要に応じて発注者が別途契約しているネットワーク事業者や既存システムの事業者及び新業務システムの構築事業者等との間で生じる調整事項について、協力して必要な作業を行うこと。
- (8) 本番データなど個人情報を含む資料を必要とする作業は、発注者が指定する場所に限定する。
- (9) 受注者は、発注者の指示に従い作業を行うこと。
- (10) 本業務実施に当たり、既に納入した成果品等に変更が生じた場合は、その変更内容を反映し、成果品等の差替えを行うこと。
- (11) 行政情報システム全体の業務調整や統括管理、システム要求管理等は、発注者及び発注者が別途契約するSI事業者が実施する。また、本業務の進行にあたっては、SI事業者が発注者に代わって提出物の確認、事業確認等を行う場合がある。このため、本業務の受注者は、SI事業者が行う業務の進捗管理や成果品の確認、業務的・システムの要求の管理等に対して協力すること。

9 貸与品の扱い

- (1) 本業務を遂行する上で必要な文書等の貸与については、受注者より文章による申請を受けた上で、発注者において決定するものとする。
- (2) 受注者は、発注者から各種資料等の貸出し又は支給を受けた一切について、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損した場合は直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従って措置を行うこと。
- (3) 受注者は、本業務の履行上不要となった資料等がある場合、又は発注者から返却請求があった場

合は、速やかに資料等を発注者に返却するものとする。

- (4) 受注者は、発注者により提供された資料等を本業務以外の目的に使用しないものとする。

10 文書等の開示

- (1) 発注者が、本業務システム範囲に関連する文書等について、受注者からの開示を必要と判断した場合、本業務の目的以外に使用しないことを条件に受注者へ要求する場合がある。この場合、開示について受注者は、発注者と協議を行う。
- (2) 受注者が本業務実施に当たって提供する成果品以外の資料について、発注者はあらかじめ受注者の同意を得た場合は第三者への提供を行えるものとする

11 支払方法

契約代金は、業務の履行を確認した後、受注者からの請求に基づき一括で支払うものとする。

12 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、この契約の履行に際し知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、個人情報について、別紙（個人情報等取扱いに関する特記事項）を遵守しなければならないものとする。
- (7) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。
また、受注者は、発注者が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。
- (8) 受注者は、システム運用管理業務を担当する者の氏名の一覧表を提出すること。
- (9) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。

- (11) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (12) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (13) 受注者は、業務上収集した区民等の個人情報自社で使用するシステムで管理する場合は、契約締結後、速やかに発注者と協議し、承認を得ること。

1.3 契約不適合責任について

- (1) 成果物の検収後1年以内に、成果物についてサービス仕様書に定める業務要件との不一致(以下「契約不適合」という。)が発見されたときは、発注者は受注者に対して速やかにその内容を通知するものとし、その不一致について修補を請求することができるものとする。
- (2) 前項の定めにかかわらず、通常の検査方法によって発見できない受注者の責めに帰すべき事由による契約不適合が発見され、検査完了の日から1年以内に発注者が受注者にこれを申し出たときには、受注者は、当該契約不適合について修補の責めに応じること。
- (3) 前項の定めに基づき受注者が修補の責めに任じる契約不適合に起因して発注者が損害を被った場合、発注者は受注者に対し、本契約金額を上限として当該損害の賠償を請求することができるものとする。
- (4) 契約不適合が発注者又は第三者が成果を改変したことに起因する場合、受注者は本条に定める責任を負わないものとする。

1.4 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日付28環改車第790号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

15 その他

- (1) 本業務実施において、受注者の作業実施状況、成果品の品質等が発注者側の意向と大きく相違する場合は、受注者側と協議の上、内容の見直しを行うことがある。
- (2) 本業務履行中に損害、事故等が生じた場合は、発注者の責に帰する場合を除き、その全ての責任を受注者が負うものとし、これに関わる費用は全て受注者の負担とする。
- (3) その他、作業の実施方法、契約内容の詳細、仕様書に定めのない事項、又は業務の履行に当たって疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

16 問合せ先

港区企画経営部情報政策課情報政策担当 担当（平本）

電話（代）3578-2111 内線 2062 ファクシ 3578-2069

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置か

なければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業員の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業員及びその役割を指定し、事前に従業員名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業員への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業員に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

仕 様 書 (別記)

システム共通基盤における NW 機器更改委託（令和 8 年度分）は、特定個人情報の取扱業務を委託する契約であるため、下記のとおり仕様書（別記）を定めることとする。

記

1 個人情報等取扱いに関する特記事項の遵守

受注者は、別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」第 1 条から第 10 条までの規定に加え、第 11 条から第 16 条までの規定を遵守すること。

2 特定個人情報を取り扱う業務の履行場所

特定個人情報を取り扱う業務の履行場所は、次のとおりとする。

- ・港区情報政策課（東京都港区芝公園一丁目 5 番 25 号）
- ・データセンター

3 特定個人情報を取り扱う具体的な業務内容

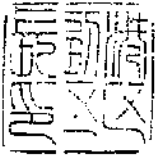
本業務において、直接、特定個人情報を取扱う作業は発生しない。

ただし、本業務の対象となるシステムは特定個人情報を保持するため、本業務に従事するものは、特定個人情報を取り扱うことが可能な権限を有する。

購入物品等

1 経費内訳

種類	規格・仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	
ルーター	本庁回線ルーター正系 C8500L-8S4X	1 台	12,290,600	12,290,600	①
	DC回線ルーター正系 C8500L-8S4X	1 台	12,501,800	12,501,800	②
	本庁・DC回線ルーター副系 C8300-2N2S-6T	2 台	4,639,000	9,278,000	③ 本庁 ④ DC
	支所回線ルーター正系 C8300-1N1S-6T	5 台	4,679,260	23,396,300	⑤
	みなと保健所回線ルーター正系 C8300-1N1S-6T	1 台	4,679,400	4,679,400	⑥
	みなと保健所回線ルーター副系 C8200-1N-4T	1 台	2,347,000	2,347,000	⑦
スイッチ	DC L3 SW C9300-48T-A	4 台	3,423,575	13,694,300	⑧
	DC負荷分散用 L2 SW C9200-24T-E	2 台	1,323,750	2,647,500	⑨
負荷分散装置	APV1900-2X6C-E	2 台	12,290,600	24,581,200	⑩
ファイアウォール	DC基盤FW FG-200G-US	2 台	2,445,900	4,891,800	⑪
	中間サーバー接続 サーバ用FW FG-120G-US	2 台	1,035,450	2,070,900	⑫
消費税				11,237,880	
合計				123,616,680	



契約書

件名 行政情報システムネットワーク機器保守委託
 履行場所 港区指定場所
 履行期間 自 令和 8年 4月 1日
 至 令和 9年 3月31日



契約金額 12,522,543 円
 うち取引に係る消費税
 及び地方消費税の額 1,138,413 円

支払条件

前払金 適用せず
 中間前払金 適用せず
 部分払回数 適用せず

契約保証金

免 除

上記件名の本契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、契約条項によ
 って公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
 本契約の証として、発注者と受注者とは、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

発注者 港区契約担当者

副区長 大澤鉄也



住 所 東京都品川区大崎一丁目2番1号

受注者

商号又は名称 株式会社日立システムズ

代表者氏名 公共・社会営業統括本部第四営業本部本部長 稲本 淳



伝票番号	5600005379
契約番号	08港契約第0070000066号

(総則)

第1条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に基づき、委託業務を処理しなければならない。

2 受注者は、仕様書等に明示されていない事項であっても委託業務の処理に当たり当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で行うものとする。

3 受注者は、委託業務を行うに当たり、常に善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。

4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

5 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止及び成果品の自由使用)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(委託業務の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面によりこれを定める。

(委託期間の延長)

第6条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、委託期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面をもって委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長期間は、発注者と受注者で協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者がこれを負担する。

(履行遅滞の場合における違約金)

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間を相当の期間延長することにより完了する見込があるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項の遅延違約金は、契約金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関

する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

（検査及び引渡し）

第9条 受注者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている委託業務を履行したときは、遅滞なく書面により発注者に通知するとともに仕様書等に委託業務の成果品の提出を定めている場合は、成果品を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務については、当月分の書面による通知をまとめて月1回提出することを指示することができる。

3 前項の場合において、受注者は、日々の書面による完了の通知に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成の上、これを発注者に提示しなければならない。

4 発注者は、第1項又は第2項の履行の通知、成果品の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分にかかる履行を完了、引渡しを完了したものとする。

5 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示する期間内に当該目的物の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、発注者が受注者から補正を完了した旨の報告を受けた日から起算する。

（契約代金の支払等）

第10条 受注者は、第9条の規定による検査に合格したときは、発注者が仕様書等により定める契約代金の支払方法に従い、発注者に対して、契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、契約代金の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができる。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。

2 発注者は、第9条第4項若しくは第5項の検査に合格したとき又は第14条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求により30日以内に契約保証金を返還する。

3 発注者は、契約保証金について、利息を付さない。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由によらず、受注者が委託期限内に委託業務を完了しないとき、完了の見込みがないとき、その他契約の目的を達することができないと認められるときは、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、発注者は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでな

い。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 受注者が委託期間内に委託業務を完了しない意思表示をしたとき。
- (2) 催告をしても委託業務の完了の見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 第14条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 港区の契約における暴力団排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するとし、同要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

3 発注者は、前2項の規定により契約を解除した場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、発注者と受注者で協議の上、定める履行部分の代価を支払うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条の2 受注者が契約保証金の納付を免除されており、次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条第4項の規定により契約保証金が発注者に帰属し、又は前2項の規定により受注者が違約金を支払う場合において、前条第3項の規定による履行部分の代価があるときは、その契約保証金のうち当該履行部分に相応する契約金額相当額の10分の1の金額を受注者に返還し、又は違約金の算定に当たり当該履行部分に相応する契約金額相当額を契約金額から控除する。

（談合その他不正行為による解除）

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から受注者に対し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令。）が下され、同排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第12条第3項及び第4項並びに前条第1項から第3項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(受注者の解除権)

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議の上、契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定により委託業務内容を変更したため、当初の契約金額が2分の1以上減少したとき。

(2) 第5条の規定による中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。

(3) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 第12条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(賠償の予定)

第15条 受注者は、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に該当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同項第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第16条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(相殺)

第17条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(契約の効力)

第18条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に定める年月日より効力を有するものとする。

(補則)

第19条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とで協議してこれを定めるものとする。

内 訳 書

品名又は業務名	規格・仕様	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
行政情報システムネットワーク機器保守 (第一四半期～第三四半期分)	別紙仕様書のとおり	期	3	3,640,820	10,922,460
消費税等 (第一四半期～第三四半期分)		期	3	364,082	1,092,246
行政情報システムネットワーク機器保守 (第四四半期分)	別紙仕様書のとおり	期	1	461,670	461,670
消費税等 (第四四半期分)		期	1	46,167	46,167
合 計					12,522,543
【仕様書に定めた支払方法】					四半期払

仕 様 書

- 1 件 名
行政情報システムネットワーク機器保守委託
- 2 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所
港区役所本庁舎（所在地：港区芝公園一丁目5番25号）及びデータセンター
- 4 対象機器
別紙1「行政情報システムネットワーク機器一覧(データセンター)」
- 5 保守内容
行政情報システムネットワーク機器について、以下のとおり保守を行うこと。
 - (1) 保守対応期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。
ただし、令和8年度内にメーカー保守期間が満了となる機器があるため、仕様書別紙1「行政情報システムネットワーク機器一覧(データセンター)」を参照のうえ、定められた期間の保守加入を行うこと。
 - (2) 保守サービス対応時間は、24時間週7日間とする。
 - (3) 保守及び修理に要する技術料、部品、交通費等の必要経費は、受注者の負担とする。
 - (4) 障害対応等を実施した場合は、発注者に対し速やかに障害等報告を行うこと。
 - (5) 必要に応じて対象機器に関する技術情報の提供を行うこと。
 - (6) 発注者からの問合せに対し、調査・回答を行うこと。
 - (7) メーカー保守期間が終了した機器に関しては、修理、交換等の機器保全の対象外とするが、別途購入予定の次期機器への入れ替えに向けて適切な運用を行うこと。
- 6 成果品及び納期
以下の成果品を納期までに提出すること。納期は履行期間の末日とする。
また、成果品の提出方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 電子データにて提出すること。
 - (2) 電子データは、光ディスク等で1式提出すること。
 - (3) 電子データの形式は、マイクロソフト社製オフィスを使用し作成すること。
 - (4) これ以外の形式で提出する場合は、発注者の了承を得て提出すること。

(表) 成果品及び納期

No.	成果品名称	成果品内容	提出タイミング
1	問合せ対応実績 報告書	本業務の実施において受け付けた 発注者からの問合せの内容及び対 応内容を報告する資料	対応の都度
2	保守体制一覧表	本業務の実施体制として、各要員 の役割・指揮系統を定義し、発注 者・受注者双方の連絡手段を表示 する資料	更新の都度

7 体制

- (1) 本業務を実施するに当たって、発注者との窓口になる受注者の責任者を1名指定すること。受注者と発注者との間での貸与資料等の受渡しや返却、各種報告・指示等は、本責任者との間で実施する。
- (2) 経済産業省が認定する情報処理技術者試験合格者あるいはそれに準じた資格を有する者が、作業の一員として携わること。
- (3) 本業務に関する類似業務の作業実績を有する者が、担当者として携わること。
- (4) 受注者は、契約締結後速やかに本業務の実施体制について整備し、作業を効果的に推進すること。
- (5) 受注者は、本業務を担当する者の氏名の一覧表を提出すること。
- (6) 原則として、本業務を担当する者は固定すること。本業務を担当する者を交代する場合は、発注者の承諾を得た上で異動名簿を速やかに提出すること。

8 作業の進め方

- (1) 受注者は、本業務実施に当たっては、作業計画書に定めるスケジュールを遵守すること。
- (2) 本業務履行期間中に必要となる物品及び役務等は、全て受注者の負担と責任において、供給・実施すること。
- (3) 受注者は、本業務実施に当たり、進捗・課題管理・リスク・仕様変更・品質等に係る受注者側の作業管理を適切に実施し、定期的に一定の様式を定めて発注者に報告、承認を得ること。
- (4) 受注者は、発注者との打合せ等の後の議事録及び生じた検討課題を取りまとめたものを、速やかに作成し、発注者の承認を得ること。
- (5) 受注者は、本業務履行期間中に法令等の改正や性能を向上させるための技術的な指針等の改定が発生した場合、発注者と協議の上、迅速に対応すること。
- (6) 受注者は、成具品等の事前説明、仕様上・設計上発生する問題点の検討・協議・調整等の実施と関連する会議への参加等、必要な作業を行うこと。
- (7) 受注者は、本業務実施に当たり、必要に応じて発注者が別途契約しているネットワーク事業者や既存システムの事業者及び新業務システムの構築事業者等との間で生じる調整事項について、協力して必要な作業を行うこと。
- (8) 本番データなど個人情報を含む資料を必要とする作業は、発注者が指定する場所に限定する。
- (9) 受注者は、発注者の指示に従い作業を行うこと。
- (10) 本業務実施に当たり、既に納入した成果品等に変更が生じた場合は、その変更

内容を反映し、成果品等の差替えを行うこと。

- (11) 行政情報システム全体の業務調整や統括管理、システム要求管理等は、発注者及び発注者が別途契約するS I事業者が実施する。また、本業務の進行にあたっては、S I事業者が発注者に代わって提出物の確認、事業確認等を行う場合がある。このため、本業務の受注者は、S I事業者が行う業務の進捗管理や成果品の確認、業務的・システムの要求の管理等に対して協力すること。

9 貸与品の扱い

- (1) 本業務を遂行する上で必要な文書等の貸与については、受注者より文章による申請を受けた上で、発注者において決定するものとする。
- (2) 受注者は、発注者から各種資料等の貸出し又は支給を受けた一切について、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損した場合は直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従って措置を行うこと。
- (3) 受注者は、本業務の履行上不要となった資料等がある場合、又は発注者から返却請求があった場合は、速やかに資料等を発注者に返却するものとする。
- (4) 受注者は、発注者により提供された資料等を本業務以外の目的に使用しないものとする。

10 文書等の開示

- (1) 発注者が、本業務システム範囲に関連する文書等について、受注者からの開示を必要と判断した場合、本業務の目的以外に使用しないことを条件に受注者へ要求する場合がある。この場合、開示について受注者は、発注者と協議を行う。
- (2) 受注者が本業務実施に当たって提供する成果品以外の資料について、発注者はあらかじめ受注者の同意を得た場合は第三者への提供を行えるものとする

11 支払方法

契約代金は、受注者からの請求に基づき、四半期ごとに支払うものとする。

12 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、この契約の履行に際し知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、個人情報について、別紙（個人情報等取扱いに関する特記事項）を遵守しなければならないものとする。
- (7) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受注者は、発注者が実施する、港区情報安全対策指針の

遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。

- (8) 受注者は、システム運用管理業務を担当する者の氏名の一覧表を提出すること。
- (9) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。
また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (11) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (12) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (13) 受注者は、業務上収集した区民等の個人情報自社で使用するシステムで管理する場合は、契約締結後、速やかに発注者と協議し、承認を得ること。

1.3 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日付28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

1.4 その他

- (1) 本業務実施において、受注者の作業実施状況、成果品の品質等が発注者側の意向と大きく相違する場合は、受注者側と協議の上、内容の見直しを行うことがある。
- (2) 本業務履行中に損害、事故等が生じた場合は、発注者の責に帰する場合を除き、その全ての責任を受注者が負うものとし、これに関わる費用は全て受注者の負担とする。
- (3) その他、作業の実施方法、契約内容の詳細、仕様書に定めのない事項、又は業務の履行に当たって疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してこれを定め

るものとする。

15 問合せ先

港区企画経営部情報政策課情報政策担当 担当（平本）

電話 代3578-2111 内線 2062 ファクシミリ 3578-2069

仕様書別紙1「行政情報システムネットワーク機器一覧(データセンター)」

項目	区分/品名/品名	数量	保守期間
1	DC回線ルータ 正系		令和8年4月1日～令和8年12月31日
2	ASR1001-X-5G-SEC	ASR1001-X, 5G, VPN+FW Bundle, K9, AES, Built-in 6x1 G	1.0 式
3	ASR1001-X-PWR-AC	Cisco ASR1001-X AC Power Supply	2.0 式
4	CAB-AC	AC Power Cord (North America), C13, NEMA 5-15P, 2.1m	2.0 式
5	GLO-SX-MMD	1000BASE-SX SFP transceiver module, MMF, 850nm, DOM	1.0 式
6	GLO-TE	1000BASE-T SFP transceiver module for Category 5 copper wire	4.0 式
7	DC回線ルータ 副系		令和8年4月1日～令和8年12月31日
8	ISR4451-X/K9	Cisco ISR 4451 (4GE, 3NIM, 25M, 8G FLASH, 4G DRAM)	1.0 式
9	PWR-4450-AC/2	AC Power Supply (Secondary PS) for Cisco ISR 4450	1.0 式
10	CAB-AC	AC Power Cord (North America), C13, NEMA 5-15P, 2.1m	2.0 式
11	DC L3SW		令和8年4月1日～令和8年12月31日
12	C9300-48T-A	Catalyst 9300 48-port data only, Network Advantage	4.0 式
13	PWR-C1-350WAC-P/2	350W AC 80+ platinum Config 1 Secondary Power Supply	4.0 式
14	CAB-TA-NA	North America AC Type A Power Cable	5.0 式
15	C9300-DNA-A-48-5Y	C9300 DNA Advantage, 48-Port, 5 Year Term License	4.0 式
16	DC負荷分散用L2SW		令和8年4月1日～令和8年12月31日
17	C9200-24T-E	Catalyst 9200 24-port data only, Network Essentials	2.0 式
18	PWR-C5-125WAC/2	125W AC Config 5 Power Supply - Secondary Power Supply	2.0 式
19	CAB-TA-NA	North America AC Type A Power Cable	4.0 式
20	C9200-DNA-E-24-5Y	C9200 Cisco DNA Essentials, 24-Port, 5 Year Term License	2.0 式
21	DC基盤FW		令和8年4月1日～令和8年12月31日
22	FG-300E	FG-300E/基本保守	2.0 式
23	FG-300E	FG-300E/拡張保守(24時間365日)	2.0 式
24	FG-300E	FG-300E 保守延長サービス(24時間365日オンサイト)	2.0 式
25	負荷分散装置		令和8年4月1日～令和8年12月31日
26	APV1800-AVE	APV1800-AVE/基本保守	2.0 式
27	APV1800-AVE	APV1800-AVE/拡張保守(24時間365日)	2.0 式
28	APV-FFO-USB	APV-FFO-USB/基本保守	1.0 式
29	利用者認証装置		令和8年4月1日～令和8年12月31日
30	ASA5555-FW-K9	ASA 5555-X with FirePOWER Services, 8GE, AC, 3DES/AES, 2SSD	2.0 式
31	ASA-PWR-AC	ASA 5545-X/5555-X AC Power Supply	2.0 式
32	CAB-AC	AC Power Cord (North America), C13, NEMA 5-15P, 2.1m	4.0 式
33	FW		令和8年4月1日～令和8年12月31日
34	Fortigate-100E-S	Fortigate-100E/基本保守	2.0 式
35	Fortigate-100E-S	Fortigate-100E/拡張保守(24時間365日)	2.0 式
36	ガバメントクラウド接続用ルータ		令和8年4月1日～令和9年3月31日
37	C8300-1N1S-6T	Cisco Catalyst C8300-1N1S-6T Router	2.0 式
38	DNA-P-T0-E-3Y	Cisco DNA Essentials On-Prem Lic 3Y	2.0 式
39	ガバメントクラウド接続用L2SW		令和8年4月1日～令和9年3月31日
40	C9200-24T-E	Catalyst 9200L 24-port data, 4 x 1G, Network Essentials	2.0 式
41	PWR-C5-125WAC/2	C9200L Cisco DNA Essentials, 24-port Term license	2.0 式
42	C9200-DNA-E-24-5Y	C9200L Cisco DNA Essentials, 24-port, 3 Year Term license	2.0 式

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置か

なければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

1145207

年開業の黒石炭

5890000700E5E2E80



契約書

件名 戸内ネットワークシステム機器保守委託
 履行場所 港区指定場所
 履行期間 自 令和 8年 4月 1日
 至 令和 9年 3月31日



契約金額 42,714,144 円
 うち取引に係る消費税
 及び地方消費税の額 3,883,104 円

支払条件

前払金 適用せず
 中間前払金 適用せず
 部分払回数 適用せず

契約保証金

免 除

上記件名の本契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、契約条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、発注者と受注者とは、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

発注者 港区契約担当者

港区長 清家



住 所 東京都品川区大崎一丁目2番1号

受注者

商号又は名称 株式会社日立システムズ

代表者氏名 公共・社会営業統括本部第四営業本部本部長 稲本 淳



伝票番号 5600003925

契約番号 08港契約第0070000076号

(総則)

- 第1条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に基づき、委託業務を処理しなければならない。
- 2 受注者は、仕様書等に明示されていない事項であっても委託業務の処理に当たり当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で行うものとする。
- 3 受注者は、委託業務を行うに当たり、常に善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。
- 4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 5 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止及び成果品の自由使用)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。
- 2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

- 第3条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

- 第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(委託業務の変更等)

- 第5条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面によりこれを定める。

(委託期間の延長)

- 第6条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、委託期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面をもって委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長期間は、発注者と受注者で協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

- 第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者がこれを負担する。

(履行遅滞の場合における違約金)

- 第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間を相当の期間延長することにより完了する見込があるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して委託期間を延長することができる。
- 2 前項の遅延違約金は、契約金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関

する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

（検査及び引渡し）

第9条 受注者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている委託業務を履行したときは、遅滞なく書面により発注者に通知するとともに仕様書等に委託業務の成果品の提出を定めている場合は、成果品を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務については、当月分の書面による通知をまとめて月1回提出することを指示することができる。

3 前項の場合において、受注者は、日々の書面による完了の通知に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成の上、これを発注者に提示しなければならない。

4 発注者は、第1項又は第2項の履行の通知、成果品の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分にかかる履行を完了、引渡しを完了したものとする。

5 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示する期間内に当該目的物の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、発注者が受注者から補正を完了した旨の報告を受けた日から起算する。

（契約代金の支払等）

第10条 受注者は、第9条の規定による検査に合格したときは、発注者が仕様書等により定める契約代金の支払方法に従い、発注者に対して、契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、契約代金の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができる。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。

2 発注者は、第9条第4項若しくは第5項の検査に合格したとき又は第14条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求により30日以内に契約保証金を返還する。

3 発注者は、契約保証金について、利息を付さない。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由によらず、受注者が委託期限内に委託業務を完了しないとき、完了の見込みがないとき、その他契約の目的を達することができないと認められるときは、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、発注者は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでな

い。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 受注者が委託期間内に委託業務を完了しない意思表示をしたとき。
- (2) 催告をしても委託業務の完了の見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 第14条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 港区の契約における暴力団排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するとし、同要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

3 発注者は、前2項の規定により契約を解除した場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、発注者と受注者で協議の上、定める履行部分の代価を支払うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条の2 受注者が契約保証金の納付を免除されており、次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条第4項の規定により契約保証金が発注者に帰属し、又は前2項の規定により受注者が違約金を支払う場合において、前条第3項の規定による履行部分の代価があるときは、その契約保証金のうち当該履行部分に相応する契約金額相当額の10分の1の金額を受注者に返還し、又は違約金の算定に当たり当該履行部分に相応する契約金額相当額を契約金額から控除する。

（談合その他不正行為による解除）

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から受注者に対し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令。）が下され、同排除措置命令が確定したとき。

（2）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第12条第3項及び第4項並びに前条第1項から第3項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（受注者の解除権）

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議の上、契約を解除することができる。

（1）第5条の規定により委託業務内容を変更したため、当初の契約金額が2分の1以上減少したとき。

（2）第5条の規定による中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。

（3）発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 第12条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（賠償の予定）

第15条 受注者は、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に該当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同項第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

第16条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（相殺）

第17条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（契約の効力）

第18条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の着置を行った日にかかわらず、この契約書に定める年月日より効力を有するものとする。

（補則）

第19条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とで協議してこれを定めるものとする。

内 訳 書

品名又は業務名	規格・仕様	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
行政情報システム用ネット ワーク機器保守	別紙仕様書のとおり	期	4	1,418,100	5,672,400
消費税等		期	4	141,810	567,240
内部情報システム用ネット ワーク機器保守	別紙仕様書のとおり	期	4	8,289,660	33,158,640
消費税等		期	4	828,966	3,315,864
合 計					42,714,144

【仕様書に定めた支払方法】

4半期払

仕 様 書

- 1 件 名
庁内ネットワークシステム機器保守委託
- 2 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所
港区役所本庁舎（東京都港区芝公園一丁目5番25号）及びデータセンター等
- 4 対象機器
(1) 別紙1「行政情報システムネットワーク機器保守対象一覧」
(2) 別紙2「内部情報系システムネットワーク機器保守対象一覧」のとおり
- 5 保守内容
(1) 業務時間
ア 行政情報システムネットワーク機器
保守サービス対応時間は、24時間週7日間とする。
イ 内部情報系システムネットワーク機器
国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く、月曜日から金曜日の8時30分から17時30分までとする。
ただし、緊急の場合等、発注者との事前の協議において、その他の時間帯の作業が必要と認められる場合は、その限りではない。
(2) 故障対応
対象機器が故障した場合には、即時現地に技術者を派遣する等により障害内容の切り分けを行い、原因を特定し、特定した原因に基づき、速やかに障害復旧処理を行うこと。なお、故障した機器・部品の交換または代替品の提供等により復旧する場合は、従前の設定情報を移行すること。また、交換後の故障品に関しては、データを消去し、発注者の了解を得た上で引取りを行うこと。
(3) 予防保守
機器の故障を未然に防ぐため、対象機器について、定期的な点検を実施し機器の稼働状態を把握すること。
点検結果や機器の製造上の問題、ファームウェアの不具合等により、障害発生の恐れが高まると判断される場合には、障害が発生せずとも、発注者に通知し、交換やファームウェアの更新等の作業を行うこと。
(4) その他
ア 保守及び修理に要する技術料、部品、交通費等の必要経費は、受注者の負担とする。
イ 障害対応等を実施した場合は、発注者に対し速やかに障害等報告を行うこと。
ウ 必要に応じて対象機器に関する技術情報の提供を行うこと。
エ 発注者からの問合せに対し、調査・回答を行うこと。

6 成果品及び納期

下表に定める成果品をそれぞれ納期までに提出すること。

なお、形式は以下のとおりとする。

- (1) 成果品の提出は、光磁気ディスク等の電子データで1部提出すること
- (2) 電子データの形式は、マイクロソフト社製オフィスを使用し作成すること
- (3) 上記以外の形式で提出する場合は、発注者の了承を得て提出すること

No.	成果品名称	成果品内容
1	保守体制一覧表	本業務の実施体制として、各要員の役割・指揮系統を定義し、発注者・受注者双方の連絡手段を表示する資料
2	問合せ対応実績報告書	発注者からの問合せの内容及び対応内容を報告する資料

7 契約不適合責任

- (1) 受注者の作成した成果物、あるいは受注者の作業に契約不適合があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期限を定めてその契約不適合の追完を請求し、又は追完に代え、若しくは追完とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) 前項の規定による契約不適合の追完又は損害賠償の請求は、検査完了日から1年以内に、これを行わなければならない。ただし、検査によって契約不適合を発見することがその性質上合理的にできない場合は、当該契約不適合を知った時から1年以内とする。

8 発注者の検査監督権

- (1) 発注者は、必要があると認める場合は、受注者の作業現場の現地調査を含めた受注者の作業に対する検査監督権及び作業の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受注者は、発注者から進捗状況の提出要求、作業内容の検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合は、それらの要求、指示に従わなければならない。ただし、受注者の個々の担当者に対する作業、スケジュール等の指示は行わない。

9 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

ただし、受注者がこの契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書、資料及びコンピュータ・プログラム、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は除外するものとする。

- (1) 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、発注者に無償で譲渡するものとする。
かかる成果物について、複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用权を留保する。
- (2) 発注者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することがで

きるものとする。

- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

10 原始資料等の提供及び返還

- (1) 発注者は、受注者に原始資料（本契約のため、発注者が受注者に提供する資料）を無償で貸与、開示等を行い提供するものとする。
- (2) 発注者は、本件業務遂行に必要な原始資料以外の資料、機器等の提供について受注者から申請があり次第速やかにその是非を検討し、結果を受注者に知らせなければならない。提供可能な場合は速やかに受注者に無償で貸与、開示等を行う。
- (3) 発注者は、前項各号に規定するもののほか、受注者に対し本件業務遂行に必要な情報を開示する。
- (4) 本件業務遂行上不要となった原始資料その他の資料、機器等があるときは、受注者は、遅滞なくこれを発注者に返還する。

11 原始資料等の管理

- (1) 受注者は、発注者から提供された本件業務に関わる原始資料その他の資料、情報、機器等を施錠できる保管庫又は施錠、入退去管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。また、原始資料等は、紛失、破損及び不正コピー等がないよう適正に管理するとともに本件業務以外の用途に使用してはならない。
- (2) 受注者は、発注者から提供された本件業務に係わる原始資料その他の資料、情報を発注者の書面による事前の承諾なくして複製せず、また本件業務の作業場所から持ち出さない。

12 事故等の報告

受注者が本件業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出しなければならない。

13 危険負担

- (1) 成果物がある場合、納入前に成果物に滅失毀損が生じた場合には、発注者の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は受注者の負担とする。
- (2) 納入後に成果物に滅失毀損が生じた場合には、受注者の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は発注者の負担とする。

14 データ保護及び個人情報保護措置

- (1) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (2) 受注者は、データ保護及び個人情報保護には万全の措置をとること。
- (3) 受注者が、発注者の承認を得ることなく業務の内容を漏洩し、又は業務上知り得た個人情報を漏洩したことが明らかな場合、発注者は受注者に対し損害賠償の

請求を行うことができる。

- (4) 発注者が必要と認めた場合は、受注者の機器操作時等に発注者を立ち合わせる
こと。

15 運搬責任

業務に関わる貸与品、資料及び納入すべき契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか、受注者の責任で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。

16 支払方法

契約代金は、3か月ごとの業務の履行を確認した後、受注者からの書面による請求に基づき3か月ごとに支払うこととする。

17 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。
また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (10) 受注者は、個人情報について、別紙3個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (11) 本契約の履行に当たっては、港区情報安全対策指針を遵守すること。また、受注者は港区情報安全対策指針の遵守状況に関して、発注者が実施する点検作業に対応すること。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。
- (12) 受注者は、システム運用管理業務を担当する者の氏名の一覧表を提出すること。
- (13) 受注者は、業務上収集した区民等の個人情報を自社で使用するシステムで管理する場合は、契約締結後、速やかに発注者と協議し、承認を得ること。

18 環境により良い自動車利用について

(1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。

(3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 16 日付 28 環改車第 790 号）」に規定する評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。

19 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が別途協議して定めるところとする。

20 担当

港区情報政策課 情報管理係 藤崎 03-3578-2111 内線 2070

行政情報システムネットワーク機器保守対象一覧

項番	区分	形名	仕様	数量
① 1	本庁回線 ルータ正系	PWR-4430-AC/2	ASR1001-X, 5G, VPN+FW Bundle, K9, AES, Built-in 6x1G	1
2		ASR1001-X-PWR-AC	Cisco ASR1001-X AC Power Supply	2
3		CAB-AC	AC Power Cord (North America), C13, NEMA 5-15P, 2.1m	2
4		GLC-SX-MM	1000BASE-SX SFP transceiver module, MMF, 850nm, DOM	1
5		GLC-TE	1000BASE-T SFP transceiver module for Category 5 copper wire	2
③ 6	本庁回線 ルータ副系	ISR4451-X/K9	Cisco ISR 4451 (4GE, 3NIM, 25M, 8G FLASH, 4GDRAM)	1
7		PWR-4450-AC/2	AC Power Supply (Secondary PS) for Cisco ISR4450	1
8		CAB-AC	AC Power Cord (North America), C13, NEMA 5-15P, 2.1m	2
⑤ 9	支所回線 ルータ正系	ISR4431/K9	Cisco ISR 4431 (4GE, 3NIM, 8G FLASH, 4GDRAM, IPB)	5
10		PWR-4430-AC/2	AC Power Supply (Secondary PS) for Cisco ISR4430	5
11		CAB-AC	AC Power Cord (North America), C13, NEMA 5-15P, 2.1m	10

内部情報系システムネットワーク機器保守対象一覧

(1) 本庁Jアラート用ネットワーク機器 (令和4年3月導入)

項番	品名	型名	数量
1	FortiGate - 40F	FG-40F-US	1

(2) ネットワーク変更に伴う増設機器 (令和4年3月導入)

出先用ルータ	品名	型名	数量
1	Cisco 850 Series GigaE SecRouter Japan	C891FJ-K9	7

(3) 内部情報系ネットワークシステム (サーバ系) 変更に伴う増設機器 (令和4年3月導入)

項番	品名	型名	数量
ADサーバ			
1	HA8000V/DL380 Gen10 8SFF構成 (オンボードNIC非搭載モデル(NCモデル))	TQPD52-P21294-B21	1

(4) 芝港Jアラート用ネットワーク機器 (令和5年11月導入)

項番	品名	型名	数量
1	FortiGate-40F	FortiGate-40F	1

(5) 本庁ネットワーク機器 (令和5年12月導入)

項番	品名	型名	数量
本庁ファイアウォール			
1	FortiGate-1100E		2
集約用L2スイッチ			

(6) 選挙管理システム用ネットワーク機器 (令和5年11月導入)

項番	品名	型名	数量
期日前投票システム用ルータ			
1	Cisco 890 Series GigaE SecRouter Japan		8

※各場分室用回線ルータについては令和5年3月導入の出先用ルータ (Cisco C921J-4P) の予備機を1台利用

(7) 施設移転に伴う庁内ネットワーク機器購入(青山保育園、教育センター用)(令和2年2月導入)

項番	品名	型名	数量
施設移転に伴うネットワーク			
1	Cisco 890 Series GigaE SeRouter Japan	IC891PJ-K9	2

(8) 期日前投票所新規開設に伴うルータ(令和2年3月導入)

項番	品名	型名	数量
期日前投票所新設(B回線のみ)			
1	Cisco 890 Series GigaE SeRouter Japan	IC891PJ-K9	1

(9) 子ども家庭総合支援センター開設に伴う機器(令和3年3月導入)

項番	品名	型名	数量
1	Cisco 890 Series GigaE SecRouter Japan	IC891PJ-K9	1

(10) みなと保健所WAN回線追加に伴う機器(令和3年3月導入)

項番	品名	型名	数量
1	Cisco ISR 4431 (4GE, 3NIM, 8G FLASH, 4G DRAM, 1PB)	ISR4431/K9	1
2	Cisco ISR 4331 (3GE, 2NIM, 1SM, 4G FLASH, 4G DRAM, 1PB)	ISR4331/K9	1

(11) ネットワーク整備に伴う増設機器(令和5年2月導入)

項番	品名	型名	数量
本庁 住基ネットVPNルータ			
1	Cisco C921J-4P (ラックマウント付)	IC921J-4PAS	6
出先 支所用WAN回線ルータ			
1	Cisco ISR 4331 Sec bundle w/SEC license (専用モジュール付)	ISR4331-SEC/K9	5
住基ネットVPNルータ(みなと保健所追加分)			
1	Cisco C921J-4P (ラックマウント付)	IC921J-4PAS	1

(12) 戸籍用VENルータ(令和5年2月導入)

項番	品名	型名	数量
1	Cisco C921J-4P (ラックマウント付)	C921J-4PAS	12

(13) 出先施設ネットワーク機器(令和5年3月導入)

項番	品名	型名	数量
1	Cisco C921J-4P (ラックマウント付)	C921J-4PAS	62

(14) 飯田橋DC回線接続ルータ及びローカルブレイクアウト実証用機器(令和5年導入)

項番	品名	型名	数量
飯田橋DC用(回線ルータ)			
1	Cisco Catalyst C8300-1N1S-6T Router	C8300-1N1S-6T	2
みなと保健所用(LBO)			
1	FortiGate-200F バンドル版 製品本体	FG-200F-BDL	1
出先拠点用(LBO)			
1	FortiGate-60F バンドル版 製品本体	FG-60F-BDL	1

(15) ローカルブレイクアウト用機器(令和5年導入)

項番	品名	型名	数量
本庁用			
1	Fortigate-400F バンドル版	FG-400F-BDL	2
みなと保健所用			
1	FortiGate-200F バンドル版 製品本体	FG-200F-BDL	1
出先拠点用			
1	FortiGate-60F バンドル版 製品本体	FG-60F-BDL	25

(16) ローカルブレイクアウト拠点関連機器(令和6年導入)

項番	品名	型名	数量
総合支所用			
1	FortiGate-200F バンドル版	FG-200F-BDL	10

(17) 子ども家庭総合支援センターIP電話システム用部門FW(令和6年導入)

項番	品名	型名	数量
子ども家庭総合支援センター用			
1	FortiGate-40F 製品本体	FG-40F-S	1

(18) 管理系ファイアウォール(令和7年度導入)

項番	品名	型名	数量
管理系ファイアウォール			
1	Fortigate-120G	FG-120G	2

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置か

なければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業員の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業員及びその役割を指定し、事前に従業員名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業員への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業員に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

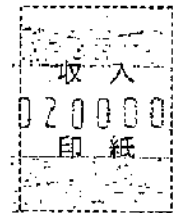
113511

113511 (113511) 11



2-(3)

契約書



件名 庁内ネットワークシステム保守運用委託

履行場所 港区指定場所

履行期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

契約金額

単価契約

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額

別紙内訳書のとおり

支払条件

前払金 適用せず
中間前払金 適用せず
部分払回数 適用せず

契約保証金 免除

上記件名の本契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、契約条項によつて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、発注者と受注者とは、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者 港区契約担当者

港区長 清家



住所

東京都品川区大崎一丁目2番1号

受注者 商号又は名称
代表者職氏名

株式会社 日立システムズ

公共・社会事業統括本部
第四営業本部本部支

稲本 淳



契約番号 08 港契約第 0070000103 号

(総則)

第1条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に基づき、委託業務を処理しなければならない。

2 受注者は、仕様書等に明示されていない事項であっても委託業務の処理に当たり当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で行うものとする。

3 受注者は、委託業務を行うに当たり、常に善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。

4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

5 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止及び成果品の自由使用)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(委託業務の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面によりこれを定める。

(委託期間の延長)

第6条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、委託期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面をもって委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長期間は、発注者と受注者で協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者がこれを負担する。

(履行遅滞の場合における遅延金)

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間を相当の期間延長することにより完了する見込があるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項の遅延違約金は、契約金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関

する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

（検査及び引渡し）

第9条 受注者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている委託業務を履行したときは、遅滞なく書面により発注者に通知するとともに仕様書等に委託業務の成果品の提出を定めている場合は、成果品を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務については、当月分の書面による通知をまとめて月1回提出することを指示することができる。

3 前項の場合において、受注者は、日々の書面による完了の通知に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成の上、これを発注者に提示しなければならない。

4 発注者は、第1項又は第2項の履行の通知、成果品の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分にかかる履行を完了、引渡しを完了したものとする。

5 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示する期間内に当該目的物の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、発注者が受注者から補正を完了した旨の報告を受けた日から起算する。

（契約代金の支払等）

第10条 受注者は、第9条の規定による検査に合格したときは、発注者が仕様書等により定める契約代金の支払方法に従い、発注者に対して、契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、契約代金の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができる。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。

2 発注者は、第9条第4項若しくは第5項の検査に合格したとき又は第14条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求により30日以内に契約保証金を返還する。

3 発注者は、契約保証金について、利息を付さない。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由によらず、受注者が委託期限内に委託業務を完了しないとき、完了の見込みがないとき、その他契約の目的を達することができないと認められるときは、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、発注者は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでな

い。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 受注者が委託期間内に委託業務を完了しない意思表示をしたとき。
- (2) 催告をしても委託業務の完了の見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) 第14条の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 港区の契約における暴力団排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するとし、同要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。

3 発注者は、前2項の規定により契約を解除した場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、発注者と受注者で協議の上、定める履行部分の代価を支払うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条の2 受注者が契約保証金の納付を免除されており、次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 前条第4項の規定により契約保証金が発注者に帰属し、又は前2項の規定により受注者が違約金を支払う場合において、前条第3項の規定による履行部分の代価があるときは、その契約保証金のうち当該履行部分に相応する契約金額相当額の10分の1の金額を受注者に返還し、又は違約金の算定に当たり当該履行部分に相応する契約金額相当額を契約金額から控除する。

(談合その他不正行為による解除)

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から受注者に対し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令。）が下され、同排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第12条第3項及び第4項並びに前条第1項から第3項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(受注者の解除権)

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議の上、契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定により委託業務内容を変更したため、当初の契約金額が2分の1以上減少したとき。

(2) 第5条の規定による中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。

(3) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 第12条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(賠償の予定)

第15条 受注者は、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に該当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同項第2号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

第16条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(相殺)

第17条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(契約の効力)

第18条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に定める年月日より効力を有するものとする。

(補則)

第19条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、発注者と受注者で協議してこれを定めるものとする。

内 訳 書

108

総価契約分

品名又は業務名	規格・仕様	単位 呼称	数量	単価 (円)	金額 (円)
庁内ネットワークシステム稼働維持	別紙仕様書 のとおり	回	4	8,737,500	34,950,000
消費税等		回	4	873,750	3,495,000
内部情報系ソフトウェア保守	別紙仕様書 のとおり	回	4	1,501,275	6,005,100
消費税等 (第1四半期)		回	1	150,129	150,129
消費税等 (第2～4四半期)		回	3	150,127	450,381
合 計					45,050,610
【仕様書に定めた支払方法】					四半期払

単価契約分

品名又は業務名	規格・仕様	単位 呼称	数量	単価 (円)
ファイアウォール設定変更 新規/平日	別紙仕様書のとおり	回	1	431,250
ファイアウォール設定変更 新規/休日	別紙仕様書のとおり	回	1	431,250
ファイアウォール設定変更 要件変更/平日	別紙仕様書のとおり	回	1	450,000
ファイアウォール設定変更 要件変更/休日	別紙仕様書のとおり	回	1	450,000
ファイアウォール設定変更 単純移行/平日	別紙仕様書のとおり	回	1	356,250
ファイアウォール設定変更 単純移行/休日	別紙仕様書のとおり	回	1	356,250
ファイアウォール設定変更 既導入済要件変更/平日	別紙仕様書のとおり	回	1	337,500
ファイアウォール設定変更 既導入済要件変更/休日	別紙仕様書のとおり	回	1	337,500
単価契約については記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数を生じても、その端数処理は行わない。ただし、当該契約に基づく請求金額に1円未満の端数を生じた場合は当該端数金額は切り捨てる。				
【仕様書に定めた支払方法】				各回払

仕 様 書

1 件名

庁内ネットワークシステム保守運用委託

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

港区役所本庁舎（東京都港区芝公園一丁目5番25号）及びデータセンター

4 委託業務の目的

本委託は、各施設において文書作成用パソコンを使用するための庁内ネットワークシステム及び周辺システムの保守運用、内部情報系共通基盤の管理運用支援を行うものである。

5 業務内容

(1) 業務時間

ア 行政情報システムネットワーク

24時間週7日間とする。

イ 内部情報系システムネットワーク

国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除き、月曜日から金曜日の8時30分から17時30分までとする。

ただし、緊急の場合等、発注者との事前の協議において、その他の時間帯の作業が必要と認められる場合は、その限りではない。

(2) 業務内容

ア 庁内ネットワークシステム稼働維持

庁内ネットワークシステムは行政情報システムネットワーク、内部情報系システムネットワーク（管理系含む。）を指す。

別紙1「庁内ネットワークシステム稼働維持仕様書」のとおり

イ 内部情報系ソフトウェア保守

別紙2「内部情報系ソフトウェア保守対象一覧」及び別紙3「内部情報系ソフトウェア保守仕様書」のとおり

ウ ファイアウォール設定変更

別紙4「ファイアウォール設定変更要件書」のとおり

6 委託業務のサービス要件（サービスレベル）

(1) 本業務実施に当たっては、サービスレベルの目標値を遵守すること。サービスレベルについては、別紙5「サービスレベル要件書（内部情報系）」及び別紙6「サービスレベル要件書（行政情報系）」のとおりとする。

(2) 各サービスレベル評価項目については、毎月の1日から月末日までの実績値を測定することとし、行政情報系については実績値が目標値を下回っている場合、

本契約に係る当該月の支払額(契約金額を12で除した額)に対して、一定率(10%)を減額することができる。また、発注者で実施する体制の増強や代替手段の適用など、サービスレベル評価項目目標値を達成するために必要となる計画策定を含む具体的な措置について、無償でこれを行うものとする。なお、ハードウェア本体とソフトウェア本体の改善は除く。

7 業務内容の管理

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに本件業務の運用体制を定め、発注者への報告、説明を行うこと。
- (2) 受注者は、業務遂行内容を毎月1回、発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、発注者と打合せ等において、分かり易く効率的な説明を行うこと。
- (4) 受注者は、業務遂行中に問題点、解決すべき課題等があれば報告・調査等を積極的に図ること。
- (5) 受注者は、発注者の業務遂行に問題が生じた場合には、必要に応じ対応すること。
 - ア 問題が製品の仕様にかかわるものであるか、また、仕様のとおりに動作しているかを確認し提示すること。
 - イ 一過性の問題で、原因が特定できず、再度現象が発生した場合の処置方法を提示すること。
 - ウ 生じた問題が、本件業務の対象外の問題であることが確認された場合も提示すること。

8 窓口・運用体制の届出

- (1) 受注者は、事前に問合せ窓口を用意し、業務に当たらせなければならない。
- (2) 受注者は、問合せ窓口の連絡先を発注者に届け出なければならない。また、窓口の連絡先の変更・追加がある場合にも、直ちに発注者に届け出なければならない。
- (3) 受注者は、責任者を定め、体制図を基に役割分担を発注者に届けなければならない。また、変更・追加がある場合にも直ちに発注者に届けなければならない。

9 成果品

(1) 成果品

ア 月次報告書

本報告書に記載する内容は以下のとおりとする。

- (ア) 問合せ対応実績
- (イ) ネットワーク性能分析結果
- (ウ) サービスレベル実績
- (エ) 改善提案

イ 課題管理一覧

ウ 作業計画書

エ 作業報告書

オ 作業タイムスケジュール

- カ 作業手順書兼チェックリスト
- キ 作業員名簿
- ク パラメータシート
- ケ 設定用コンフィグ
- コ ネットワーク管理台帳
- サ システム構成図
- シ 運用手順書

(この他、必要に応じて成果品を、発注者と協議の上、作成すること。)

なお、上記ウ、オ～サについて、本庁ファイアウォール等の設定変更作業をした際は、作業後、すみやかに提出すること。

(2) 提出方法

- ア 成果品の提出は、電子データにて各1セット提出すること。
- イ 電子データは、光磁気ディスク等で提出すること。
- ウ 電子データの形式は、マイクロソフト社製オフィスを使用し、作成すること。
- エ 上記以外の形式で提出する場合は、発注者の了承を得て提出すること。

10 契約不適合責任

- (1) 受注者の作成した成果物、あるいは受注者の作業に契約不適合があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期限を定めてその契約不適合の追完を請求し、又は追完に代え、若しくは追完とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) 前項の規定による契約不適合の追完又は損害賠償の請求は、検査完了日から1年以内に、これを行わなければならない。ただし、検査によって契約不適合を発見することがその性質上合理的にできない場合は、当該契約不適合を知った時から1年以内とする。

11 発注者の検査監督権

- (1) 発注者は、必要があると認める場合は、受注者の作業現場の実地調査を含めた受注者の作業に対する検査監督権及び作業の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受注者は、発注者から進捗状況の提出要求、作業内容の検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合は、それらの要求、指示に従わなければならない。ただし、受注者の個々の担当者に対する作業、スケジュール等の指示は行わない。

12 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

ただし、受注者がこの契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書、資料及びコンピュータ・プログラム、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は除外するものとする。

- (1) 受注者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、発注者に無償で譲渡するものとする。

かかる成果物について、複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用权を留保する。

- (2) 発注者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」と言う。）を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

13 原始資料等の提供及び返還

- (1) 発注者は、受注者に原始資料（本契約のため、発注者が受注者に提供する資料）を無償で貸与、開示等を行ない提供するものとする。
- (2) 発注者は、本件業務遂行に必要な原始資料以外の資料、機器等の提供について受注者から申請があり次第速やかにその是非を検討し、結果を受注者に知らせなければならない。提供可能な場合は速やかに受注者に無償で貸与、開示等を行う。
- (3) 発注者は、前項各号に規定するもののほか、受注者に対し本件業務遂行に必要な情報を開示する。
- (4) 本件業務遂行上不要となった原始資料その他の資料、機器等があるときは、受注者は、遅滞なくこれを発注者に返還する。

14 原始資料等の管理

- (1) 受注者は、発注者から提供された本件業務に係わる原始資料その他の資料、情報、機器等を施錠できる保管庫若しくは施錠又は入退去管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。また、原始資料等は、紛失、破損及び不正コピー等がないよう適正に管理するとともに本件業務以外の用途に使用してはならない。
- (2) 受注者は、発注者から提供された本件業務に係わる原始資料その他の資料、情報を発注者の書面による事前の承諾なくして複製せず、また本件業務の作業場所から持ち出さない。

15 事故等の報告

受注者が本件業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告を行い、今後の方針案を提出しなければならない。

16 危険負担

- (1) 成果物がある場合、納入前に成果物に滅失毀損が生じた場合には、発注者の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は受注者の負担とする。
- (2) 納入後に成果物に滅失毀損が生じた場合には、受注者の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は発注者の負担とする。

自ら

該当
「契
がで

(公

料)

いて
せな
う。
必要

に、受

も、情
型に格
及
用し

も、情
態場所

とき
し、速
方針案

者の責
合を除

17 データ保護及び個人情報保護措置

- (1) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (2) 受注者は、データ保護及び個人情報保護には万全の措置をとること。
- (3) 受注者が、発注者の承認を得ることなく業務の内容を漏洩し、又は業務上知り得た個人情報を漏洩したことが明らかな場合、発注者は受注者に対し損害賠償の請求を行うことができる。
- (4) 発注者が必要と認めた場合は、受注者の機器操作時等に発注者を立ち合わせる

こと。

18 運搬責任

業務にかかわる貸与品、資料及び納入すべき契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか、受注者の責任で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。

19 契約方法

- (1) 庁内ネットワークシステム稼働維持及び運用支援は総価契約とする。
- (2) ファイアウォール設定変更は単価契約とする。予定数量は別紙4「ファイアウォール設定変更要件書」のとおり

20 支払方法

- (1) 庁内ネットワークシステム保守及び内部情報系ソフトウェア保守の契約代金は、3か月ごとの業務の履行を確認した後、受注者からの請求に基づき3か月ごとに支払うものとする。
- (2) ファイアウォール設定変更は単価契約とし、履行完了翌月の請求に基づき、支払うものとする。

21 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。
また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。

- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (10) 受注者は、個人情報について、別紙7「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (11) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守すること。また、受注者は、発注者が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に協力すること。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。
- (12) 受注者は、システム運用管理業務を担当する者の氏名の一覧表を提出すること。
- (13) 受注者は、業務上収集した区民等の個人情報を自社で使用するシステムで管理する場合は、契約締結後、速やかに発注者と協議し、承認を得ること。

22 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日付28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

23 その他

作業の実施方法、契約内容の詳細、仕様書に定めのない事項、又は業務の履行に当たって疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

24 担当

港区情報政策課情報管理係 藤崎 03-3578-2111 内線 2070

庁内ネットワークシステム稼働維持仕様書

受注者は発注者の運用管理業務に対する支援を実施すること。支援内容は以下のとおりとする

本業務の履行にあたり、運用手順書等に変更が生じる場合は、成果物及び納期を協議の上、提出すること。

1 庁内ネットワークシステム

項番	項目	内容
1	サービスレベル管理	サービスレベル指標と目標値設定、測定結果の分析、評価実施
2	キャパシティ管理	指標の測定と測定結果の分析、評価実施
3	可用性管理	システムの耐障害性の把握
4	IT サービス継続性管理	災害対策訓練の支援
5	分析・報告	サービスの提供状況の分析・報告
6	変更作業及び変更管理	・ヒアリングシートによる設定内容、要件確認 ・変更作業の実施 ・変更内容と変更作業のレビュー実施(1回/変更作業)
7	問合せ対応	問合せ対応(情報政策課、統合運用、他システムベンダ)
8	監視(アラート検知)	システムアラート検知時の対応
9	問題管理	暫定対応・恒久対応、再発防止策の策定及びその実施
10	システム運用 オペレーション	維持・運用に必要なオペレーション作業支援 ・システム障害対応 障害内容の切り分け及び復旧作業 ・定例報告会議実施(月次ログ分析等による報告) 保守対象システム及び構成機器の稼働状況、システムログ、リソース分析、保守作業実績、予定、問合せ、課題対応状況、改善提案等 ※回線利用率に関する報告について、内部情報システムはMRTG、行政情報システムはJPI/SSOの情報を使用して報告を行う。 ・運用支援 発注者からの問合せ(電話・メール・FAX等)対応 ・緊急対応作業(セキュリティ緊急時) ログ分析、対応策案の検討 事前検証、導入展開、正常動作確認作業

2 周辺システム（内部情報系サーバ）

対象（サーバおよびストレージ等の周辺装置）は以下のとおりとする。

ActiveDirectory（本庁）：SVA03001HI（更改予定），VSA28012HI（撤去予定），
VSE06012HI

監視サーバ：VSA04013HI，VSA04011HI

項番	項目	内容
1	サービスレベル管理	サービスレベル指標と目標値設定、測定結果の分析、評価実施
2	キャパシティ管理	指標の測定と測定結果の分析、評価実施
3	可用性管理	システムの耐障害性の把握 障害対応
4	IT サービス継続性管理	災害対策訓練の支援 保守対象システムのバックアップ状況に関する確認、長期休業時のバックアップスケジュールの変更支援、バックアップに関する問題発生時の対応
5	分析・報告	サービスの提供状況の分析・報告
6	変更管理	変更内容と変更作業のレビュー実施
7	問合せ対応	問合せ対応（情報政策課、統合運用）
8	監視（アラート検知）	システムアラート検知時の対応
9	問題管理	暫定対応・恒久対応、再発防止策の策定
10	システム運用オペレーション	維持・運用に必要なオペレーション作業支援 ・システム障害対応 障害内容の切り分け及び復旧作業 ・定例報告会議実施（月次ログ分析等による報告） 保守対象システム及び構成機器の稼働状況、システムログ、リソース分析、保守作業実績、予定、問合せ、課題対応状況、改善提案等 ・情報提供等 必要に応じたパッチ等の適用（年1回程度、庁舎停電時）※対象はADサーバ その他必要に応じ技術情報の提供 ・運用支援 発注者からの問合せ対応（電話、メール、FAX等） ・緊急対応作業（セキュリティ緊急時） ログ分析、対応策案の検討 事前検証、導入展開、正常動作確認作業

3 内部情報系共通基盤ソフトウェア

項番	項目	内容
1	障害対応	障害発生時の調査及び対策作業
2	問合せ対応	問合せ対応（情報政策課、統合運用、他システムベンダ）
3	リビジョンアップ	対象製品や周辺環境への適用による影響調査、リビジョンアップ手順の確認、現地適用作業

権限

く

亭

X

内部情報系システムソフトウェア保守対象一覧

別紙2

1 ネットワーク監視システム用ソフトウェア保守

項番	品名	型名	数量
1	JP1/Network Node Manager i サポートサービス	ST-L14282CL1&W01K	1
2	JP1/Base サポートサービス	ST-L12C6LCL1&G001	1
3	日立サポート360/Base	SD-MS100-Y0000	1
4	KiWi Sysloc Server サポート延長サポート1年	KSD-L1-M1R	1
5	KiWi Sysloc Server NG サブスクリプション 1年	-	1

2 インターネット接続系ネットワークライセンス

項番	品名	型名	数量
1	Account@Adapert+ (ESXi対応版) 5000ライセンス更新	ACP7-ES5000-LIC	1

3 平成31年度導入ソフトウェア保守

項番	品名	型名	数量
1	日立サポート360/Base	SD-MS100-Y0000	1
2	サポートサービス for Microsoft(R) SQL Server 2016 Standard	SD-MS100-PE906	1
3	JP1/IT Desktop Management 2 - Manager サポート	ST-L14278CL1&WM	4
5	JP1/IT Desktop Management 2 - Manager サポート	ST-L14278CL1&W01K	1
6	JP1/IT Desktop Management 2 - Manager サポート	ST-L14278CL1&W02K	1

4 SQL Server

項番	品名	型名	数量
1	サポートサービス for Microsoft(R) SQL Server	-	1

数量

1
1
1
1
1

数量

1

数量

1
1
4
1
1

数量

1

内部情報系ソフトウェア保守仕様書

別紙3

受注者は庁内ネットワークシステム及び周辺システムの正常稼働を維持するために次の業務を実施する。庁内ネットワークシステム及び周辺システムを構成するソフトウェア（プログラム・プロダクト）のサポート業務を実施する。

1 障害対応

- (1) 保守対象システムやシステムを構成するソフトウェアの通常動作が障害され、システムを正常に利用できない場合、専門技術者が電話・FAX・メール等の手段により障害の連絡を受け、現地における復旧作業等を行い障害への対応作業を行うこと。
- (2) 問題が製品の仕様に反して発生しているものか、仕様のとおり動作しているか確認し、原因を特定すること。
- (3) 特定した原因に基づき、対策方法を提示すること。対策方法の提示に期間を要する場合は、回避策を提示すること。
- (4) 提示した対策方法、回避策に基づきシステムを正常化すること。また、問題が一過性であり、原因の特定に至らない場合には、再度現象が発生した場合の処置方法を提示すること。

2 機能改修・設定変更

保守対象システム、ソフトウェアの利用上発生する軽微な課題解決、改善要望等のリクエストまたは障害に対応するために、機能の改修や設定の変更を行うこと。

3 バージョンアップ（各種ソフトのリビジョン更新作業）

発注者の要求により、保守対象のシステム、ソフトウェアについて、性能や機能向上、一部機能の追加を目的とした最新のバージョン・リビジョンを提供すること。また、提供した最新バージョン・リビジョンを適用すること。

4 問合せ・調査依頼対応

保守対象システム、ソフトウェアの機能や仕様に関する問合せや調査依頼に対応すること。また、法律・制度の改正、他システムの変更等の保守対象システム外の情勢変化に伴う影響調査依頼に対応すること。

5 作業報告

本業務の履行に伴い発生した作業等について、予定・結果を定期的に報告すること。また、履行中に発生・認識したインシデント・問題について報告すること。

6 情報提供

定期的にソフトウェアサポートに関する最新情報を冊子、インターネット上のサ

イト等を通じて提供すること。提供する情報には、以下の情報を含むこと。

- (1) プログラム・プロダクトの利用方法等の情報
- (2) 新製品の照会
- (3) 改良版の発行状況と、そのエンス内容
- (4) マニュアルの訂正
- (5) プログラム・プロダクト利用上の注意事項

ファイアウォール設定変更要件書

1 業務内容

受注者は内部情報系システムにおける要件等の変更に伴い、ファイアウォールの設定変更が必要な場合は作業を実施する。詳細は以下のとおりである。

2 作業詳細

(1) 事前調整

発注者が主体となり、主管課とのスケジュール調整及びヒアリングシートを用いた要件の確認、設定作業の2週間前までに「3 作業区分及び予定数量」に該当する作業依頼を行う。また、必要に応じて打ち合わせを実施する。

(2) 設定変更作業

発注者からの作業依頼に基づき、ヒアリングシートに沿って設定変更を行い、パラメータシートへの追加をもって設定情報を残すものとする。

(3) その他

本庁ファイアウォール以外の基盤及び管理系ファイアウォールについては既存の通信要件の変更のみとし、新規の通信は対象外とする。

本契約に該当しないファイアウォールの設定変更については別契約とする。発注者の依頼内容に変更が生じ、下記作業区分に記載している想定工数を大幅に超える場合は事前に発注者と受注者が双方協議の上、詳細を決定すること。

3 作業区分及び予定数量

項番	区分	予定数量
1	新規/平日	1回
2	新規/休日	1回
3	要件変更/平日	1回
4	要件変更/休日	1回
5	単純移行/平日	1回
6	単純移行/休日	1回
7	既導入済要件変更/平日	4回
8	既導入済要件変更/休日	1回

(1) 区分詳細

ア 新規

主管課システムが新たに導入される場合（一度も内部情報系・基盤と連携するシステムとして導入していない場合）

イ 要件変更

以下のシステム要件のどれかに当てはまる場合の本庁 FW 移行作業へ対し

適用する。

(ア) 部門 FW 導入済み各主管課システムのリプレイス・バージョンアップ等があり、新たな通信要件が発生した場合

(イ) 部門 FW 導入済み各主管課システムにおいてサーバ等ハードウェア構成が変更になり、FW への設定項目が既存通信に影響する場合

(ウ) 部門 FW 導入済み各主管課システムにおいて IP アドレスの変更要件があり、FW への設定項目が既存通信に影響する場合

ウ 単純移行

部門 FW 導入済み各主管課システムが単純に本庁 FW へ移行される場合（IP 変更なし、通信要件変更なし、ハード構成変更なし）

以下のシステム要件に当てはまる場合の本庁 FW 移行作業へ対し適用する。

(ア) 部門 FW 導入済み各主管課システムが単純に本庁 FW へ移行される場合

エ 既導入済要件変更

以下のシステム要件のどれかに当てはまる場合の本庁 FW の設定変更に適用する。

(ア) 本庁 FW 集約済み各主管課システムのリプレイス・バージョンアップ等があり、新たな通信要件が発生した場合

(イ) 本庁 FW 集約済み各主管課システムにおいてサーバ等ハードウェア構成が変更になり、FW への設定項目が既存通信に影響する場合

(ウ) 本庁 FW 集約済み各主管課システムにおいて IP アドレスの変更要件があり、FW への設定項目が既存通信に影響する場合

オ 平日

平日 8 時 30 分から 17 時 30 分の間を作業時間とする場合

カ 平日業後

平日 17 時 30 分以降の夜間作業を含む場合

キ 休日

祝日 土、日、祝祭日、年末年始及び受注者指定休日の作業を含む場合

サービスレベル要件書（内部情報系）

別紙5

対象：内部情報系システムネットワーク（ADサーバ（本庁））

NO	要求項目	値	単位	評価項目（算出方法）	定義	ADサーバ（本庁）		
						目標値	実績	累計
1	サービス稼働率（平日）	%	以上	月	$\frac{\text{（平日サービス稼働時間）} - \text{（平日サービス停止時間）}}{\text{（平日サービス稼働時間）}} \times 100$	平日8時30分～17時30分における稼働率 ※計画停止を除く	99.5	
2	サービス稼働率（全日）	%	以上	月	$\frac{\text{（サービス稼働時間）} - \text{（サービス停止時間）}}{\text{（サービス稼働時間）}} \times 100$	24時間365日における稼働率 ※計画停止を除く	99.0	
3	サービス全面停止障害件数	回	以内	年	サービスが全面停止した障害発生件数	サービス全面停止障害発生件数（全日）	2	
4	サービス部分停止障害件数	回	以内	年	一部のサービスが停止した障害発生件数 ※サービス全面停止は上記カウント	サービス部分停止障害発生件数（全日）	2	

■字組数値変動要因

№	項目	システム	事由	時間/件数	算出式	値	備考
1	サービス稼働率（平日）	-	-	-	-	-	-
2	サービス稼働率（全日）	-	-	-	-	-	-
3	サービス全面停止障害件数	-	-	-	-	-	-
4	サービス部分停止障害件数	-	-	-	-	-	-

■補足

- 計画停止の条件・・・定期点検や計画停電等の計画的作業による停止を指す。なお、定期点検や計画停電等であっても、1週間以上前に計画されない停止（発注者が妥当と判断する場合を除く）は計画外停止とし、サービス停止時間の対象となる。
- サービス停止の条件・・・半数を超える利用者あるいは所属にてサービスが利用できない状態

■例外 以下の場合は免責とする

- （1）天災等の災害によるシステム障害
- （2）利用者への影響が低いとの判断から設計時に経路を冗長化しなかった箇所でのネットワーク障害
- （3）設計時点において予測が困難な事象によるシステム障害

サービスレベル要件書（行政情報系）

対象：行政情報システムネットワーク

NO	要求項目	値	報告単位	評価項目（算出方法）	定義	目標値	実績	累計
2	サービス稼働率（全日）	% 以上	月	$\frac{(\text{サービス稼働時間}) - (\text{サービス停止時間})}{(\text{サービス稼働時間})} \times 100$	24時間365日における稼働率 ※計画停止を除く	98.0		
3	サービス全面停止障害件数	回 以内	年	サービスが全面停止した障害発生件数	サービス全面停止障害発生件数（全日）	2		
4	サービス部分停止障害件数	回 以内	年	一部のサービスが停止した障害発生件数 ※サービス全面停止は上記カウント	サービス部分停止障害発生件数（全日）	2		

■実績数値変動要因

#	項目	システム	事由	時間/件数	算出式	値	備考
1	サービス稼働率（平日）	-	-	-	-	-	
2	サービス稼働率（全日）	-	-	-	-	-	
3	サービス全面停止障害件数	-	-	-	-	-	
4	サービス部分停止障害件数	-	-	-	-	-	

■補記

計画停止の条件・・・定期点検や計画停電等の計画的作業による停止を指す。なお、定期点検や計画停電等であっても、1週間以上前に計画されない停止（発注者が妥当と判断する場合を除く）は計画外停止とし、サービス停止時間の対象となる。

サービス停止の条件・・・件数を超える利用者あるいは所属にてサービスが利用できない状態

■例外（以下の場合には免責とする）

- (1) 天災等の災害によるシステム障害
- (2) 利用者への影響が低いとの判断から設計時に経路を冗長化しなかった箇所でのネットワーク障害
- (3) 設計時点において予測が困難な事象によるシステム障害

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置く

なければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業員の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業員及びその役割を指定し、事前に従業員名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業員への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業員に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

